

八幡浜市省エネ診断支援補助金交付要綱

〔令和7年4月24日〕
〔要綱第46号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、「2050年カーボンニュートラル」に向けて、市内事業者の省エネルギー化を促進するため、省エネルギー診断（以下「省エネ診断」という。）を受診した中小企業者等に対し、予算の範囲内において八幡浜市省エネ診断支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) 事業所 工場又は事務所その他の事業場をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税等（延滞金を含む。）の滞納がない者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 市内に事業所を有する中小企業者等
 - イ 会社法上の会社に該当しないもので、市内に事業所を有する事業者
- (3) 申請年度において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (4) 八幡浜市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第3号に定める暴力団員等ではない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1の左側に掲げる区分ごとに同表の右側に定める実施団体が実施した省エネ診断に要した費用とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び

補助金の額は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市省エネ診断支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内に事業所を有していることを証する書類
- (2) 省エネ診断の受診費用に係る領収書の写し
- (3) 省エネ診断結果報告書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項に規定する申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否、及びこれを可とする場合は補助金額を決定し、並びに八幡浜市省エネ診断支援補助金交付決定通知書（様式第2号）又は八幡浜市省エネ診断支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

(補助事業の中止及び廃止)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、当該事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに八幡浜市省エネ診断支援補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認について準用する。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助事業者が補助金を請求しようとするときは、八幡浜市省エネ診断支援補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、八幡浜市省エネ診断支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、八幡浜市省エネ診断支援補助金全部（一部）返還請求書（様式第7号）により、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（協力の要請）

第12条 市長はこの要綱に基づき補助事業を実施した者に対し、事業効果等に関する資料の提供その他の協力を要請することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象事業	実施団体
省エネ最適化診断	一般財団法人 省エネルギーセンター
ウォークスルー診断	一般社団法人 環境共創イニシアチブ
I T 診断	一般社団法人 環境共創イニシアチブ
その他市長が認める省エネ診断	市長が認める団体が実施するもの

別表 2（第 5 条関係）

補助対象経費	補助金の額
省エネ診断の受診に係る費用	補助対象経費の全額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、2 万円を上限とする。

様式第1号（第6条関係）

八幡浜市省エネ診断支援補助金交付申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

〒

住 所

申請者 氏 名

電話番号

八幡浜市省エネ診断支援補助金の交付を受けたいので、八幡浜市省エネ診断支援補助金交付要綱の規定を遵守することを誓約するとともに、同要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

受診する事業所等の名称		
受診する事業所等の所在地		
補助対象経費（税抜き）	円	
交付申請額	円	
常時使用する従業員の数	人	
担当者	所属	
	氏名	
	電話番号	
	e-mail	

【注意事項】当該補助金の交付を受けた者は、市長から省エネ最適化診断の実施効果に関する資料の提供及び各種調査等を求められたときは、これに協力しなければならない。

様式第2号（第7条関係）

八幡浜市省エネ診断支援補助金
交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長

年 月 日付けで申請のあった八幡浜市省エネ診断支援費補助金については、八幡浜市省エネ診断支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助金は、交付決定の内容に反して使用してはならないこととします。
- (2) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - ア この要綱の規定に違反したとき。
 - イ 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
 - ウ その他、補助金の交付が適当でないと市長が認めたとき。
- (3) 補助金を交付した方に対しては、省エネ最適化診断の実施効果に関する資料の提供及び各種調査等のご協力をお願いすることがあります。

様式第3号（第7条関係）

八幡浜市省エネ診断支援補助金
不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長

年 月 日付けで申請のあった八幡浜市省エネ診断支援補助金については、八幡浜市省エネ診断支援補助金交付要綱第7条の規定により、不交付となりましたので通知します。

不交付の理由

--

様式第4号（第8条関係）

八幡浜市省エネ診断支援補助事業
中止（廃止）承認申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

〒

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があった八幡浜市省エネ診断支援補助事業を中止（廃止）したいので、八幡浜市省エネ診断支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その承認を申請します。

1 事業の中止（廃止）の理由

--

2 中止の期間（廃止の時期）

--

様式第5号（第9条関係）

八幡浜市省エネ診断支援補助金
交付請求書

年 月 日

八幡浜市長 様

〒

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった八幡浜市省エネ診断支援補助金の交付を受けたいので、八幡浜市省エネ診断支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 一 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
本・支店名	
口座名義人名	刀がナ
口座種別	普通・当座
口座番号	

※申請者の名義の口座を記入してください。

様式第6号（第10条関係）

八幡浜市省エネ診断支援補助金
交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった八幡浜市省エネ診断支援補助金について、下記の理由により交付決定の全部（一部）を取り消したので、八幡浜市省エネ診断支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

交付予定額				円
交付取消額				円
取消しの内容	<input type="checkbox"/> 交付決定額の全部			
	<input type="checkbox"/> 交付決定額の一部			
	一部取消 額の内訳			円
				円
			円	
理由				

様式第7号（第11条関係）

八幡浜市省エネ診断支援補助金
全部（一部）返還請求書

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長

年 月 日付け 第 号にて交付決定の全部（一部）取消し
の通知を行った八幡浜市省エネ診断支援補助金について、八幡浜市省エネ診断支援補
助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金の全部（一部）返還を請
求します。

記

返還請求金額	円
--------	---

交付額	円
交付取消額	円
補助金交付年月日	年 月 日
返還の期限	年 月 日まで